

橿原市 地域クラブ活動についてのお知らせ

橿原市健康スポーツ部スポーツ推進課・橿原市教育委員会事務局 生涯学習課・学校教育課
※この事業は、コーディネーターとして公益社団法人 橿原市スポーツ協会が運営しています

◆令和5年度から全国的に、休日の中学校の部活動が段階的に「地域クラブ活動」に移行しています。

◆奈良県は「令和8年度から休日における教員の指導による学校部活動を廃止する」方針を示しました。

橿原市でも、中学校の休日の学校部活動は、地域クラブ活動へ移行します。

◆「学校部活動」から「地域クラブ活動」へ

全国的に少子化が進み、学校の部活動数が減少する、単独で部活動の活動ができなくなる、希望する活動が在籍校にない等の現状が生じています。また教員の働き方改革などの社会的な変化も踏まえ、現在、中学校部活動の地域移行が全国的に進められています。特に集団で行う部活動では、充実した活動ができず、存続すら難しい状況の学校もあります。

その結果、子どもたちがスポーツや文化芸術活動に取り組めなくなることが懸念されます。

地域クラブ活動に移行することにより、部活動では経験できない様々なスポーツや文化芸術活動に触れる機会に繋がることも期待されています。

◆「地域クラブ活動」へのスケジュール

橿原市立中学校で行われている休日の学校部活動は、令和7年度末で廃止し、

令和8年度からは新たな「地域クラブ活動」が始まります。



※令和7年度は、実証事業として一部の活動を休日の地域クラブ活動としてスタートします。

◆令和8年度からの「学校部活動」と「地域クラブ活動」

令和7年度まで

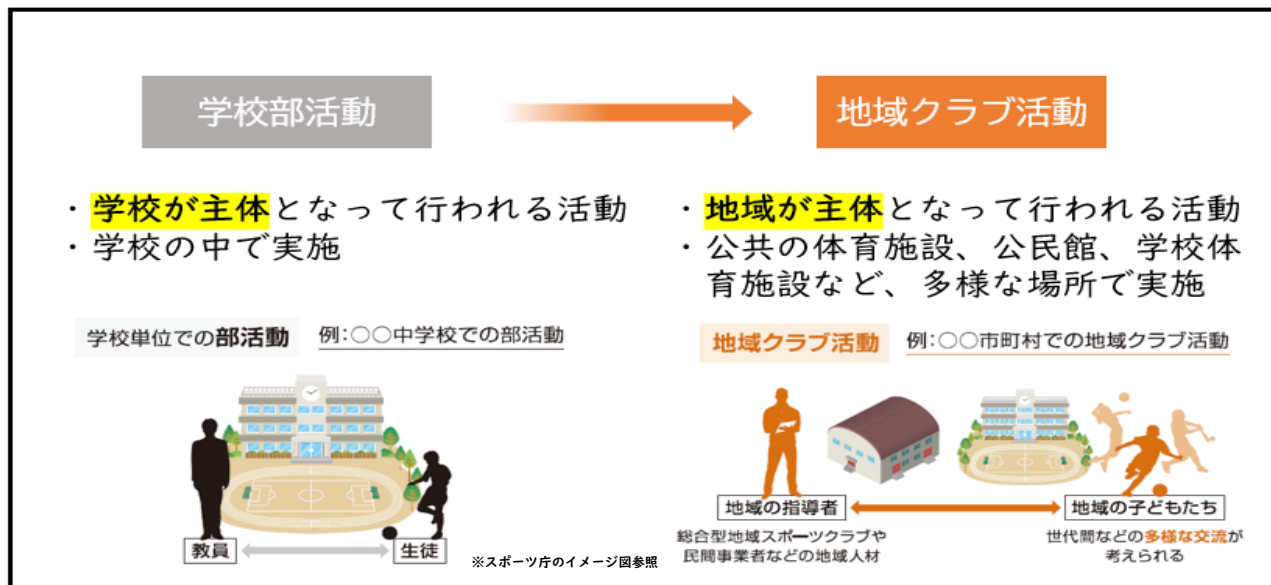
月曜から日曜 学校部活動

※学校部活動は平日のみの活動となります

【平日】
学校部活動

【休日】
地域クラブ活動

◆「学校部活動」と「地域クラブ活動」の違い



	平 日	休 日
	学校部活動	地域クラブ活動
運営主体	学校	地域のスポーツ・文化芸術団体など
位置づけ	学校教育の一環	学校教育外の活動
指導者	教員・部活動指導員など	地域の指導者
活動場所	学校施設	社会教育施設・学校施設を活用
活動単位	学校単位	単一校に限らない
保 険	学校の保険	一般の保険

※地域の指導者：兼職兼業の許可を受けた教員等も含む

◆「地域クラブ活動」

地域クラブ活動は、学校部活動とは違う活動で、学校部活動に参加しているかどうかに関わらず、すべての生徒を対象に「地域クラブ活動」の募集を行います。

活動の参加を希望する人が、地域クラブ活動を選択し参加していくことになります。

	平 日	休 日
	学校部活動	地域クラブ活動
活動パターン(例)		
活動パターン1	陸上競技	陸上競技
活動パターン2	陸上競技	吹奏楽
活動パターン3	陸上競技	休日は活動に参加しない
活動パターン4	部活動には入部していない	陸上競技
活動パターン5	部活動には入部していない	休日は活動に参加しない

※休日の地域クラブ活動は、令和8年度以降指導者の確保ができ、活動内容など整備が整った活動から実施する予定です。

- ・ 休日は、学校にない活動でも地域で希望した活動ができるようになります。
- ・ 休日は、いろいろな学校の生徒と一緒に活動ができるようになります。
- ・ 休日は、地域の指導者（※兼職兼業の許可を受けた教員等も含む）が指導するようになります。
- ・ 地域クラブ活動は、中学校部活動ガイドラインを遵守し、土曜日、日曜日のどちらか 1 日の活動とし、活動時間は 1 日 3 時間までとなります。